

AJIIS

日 本 計 装 工 業 会 標 準

Association of Japan Instrumentation Industries Standard
(AJIIS)

計装工事試験・検査及び試運転調整

(建築物編)

AJIIS—B—61—2016

平成 28 年 4 月 改定

一 般 社 団 法 人 日 本 計 装 工 業 会

日本計装工業会標準共通事項

1. 目的 計装工事を実施する際の監理，設計，施工などの業務の標準的な方法を提供する。これらの標準を採用することによって顧客に信頼される計装設備を供給することを期すものである。

2. 計装工事 本標準における“計装工事”はプラントに関しては“**AJIIS-P-11-20**** 計装工事の範囲（プラント編）”に，建築物に関しては“**AJIIS-B-11-20**** 計装工事の範囲（建築物編）”に規定するものとする。

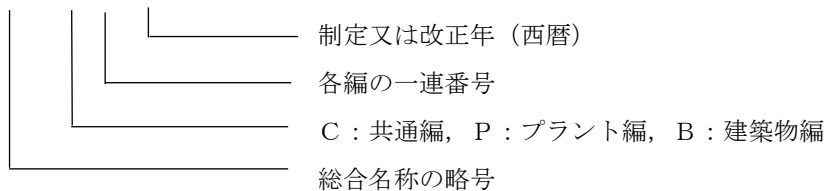
3. 構成 本標準は共通編，プラント編及び建築物編よりなる。プラント編は主として工場，研究所等の計装工事に適用する標準であり，建築物編は工場以外の主として建築物の計装工事に適用する標準である。共通編は両者に共通して適用する標準である。

標準の全体構成と個別の標準の位置付け，概略内容は巻末の日本計装工業会標準体系表に示す。なお，従来使用されてきた旧要領（AJIIS-CM-02-88 などの番号の付いたもの）の内容は本標準の体系内に吸収される。

4. 総合名称 日本計装工業会標準 Association of Japan Instrumentation Industries Standards
（略号 AJIIS 呼び方：エイジス）

5. 番号の読み方 日本語標準名の他，整理のための番号を付する。番号の意味を下に例示する。

例 AJIIS-P-62-2000



技 術 委 員 会

(建築物班)

委 員 長	中曾根 裕幸	千代田システムテクノロジーズ (株)
副委員長	三谷 昭	千代田システムテクノロジーズ (株)
副委員長	根本 糧佐	(株) 三興
委 員	宮崎 文男	アズビル (株)
委 員	青木 薫弘	(株) 関電工
委 員	渡辺 敏昭	三機工業 (株)
委 員	板井 一広	(株) 大気社
委 員	松原 正義	高砂熱学工業 (株)
委 員	岡本 真吾	太平電業 (株)
委 員	舘野 真一	日本電設工業 (株)
委 員	柳嶋 英人	日鉄住金テックスエンジ (株)

目 次

	ページ
目的及び適用範囲	1
1. 一般事項	1
2. 施工の試験・検査	1
2.1 中央監視盤，制御盤の据付	1
2.2 現場機器類の取付け	1
2.3 空気源装置の据付	2
2.4 配線	2
2.4.1 外観，仕様検査	2
2.4.2 導通試験	2
2.4.3 絶縁抵抗試験	3
2.5 空気配管	5
2.5.1 供給空気配管	5
2.5.2 信号空気配管	6
2.6 導圧配管	6
2.6.1 外観，仕様検査	6
2.6.2 耐圧及び気密試験	7
2.6.3 耐圧試験	7
2.6.4 気密試験	8
2.6.5 耐圧・気密同時試験	10
2.6.6 試験検査成績書	10
3. 試運転調整計画	11
3.1 試運転準備作業	11
3.2 空気調和・衛生設備の試運転調整	11
3.2.1 日程計画	11
3.2.2 作業項目及び作業	11
3.3 中央監視設備の試運転調整	12
3.3.1 日程計画	12
3.3.2 作業項目及び作業	12
3.4 総合試運転	14
3.5 試験・検査の流れ	15
3.5.1 熱源設備	16
3.5.2 空調システム	27
3.5.3 中央監視設備	33
4. 試運転調整の実施	33
4.1 試運転調整の項目と内容	33

4.2 試運転調整作業	34
4.2.1 試運転に関わる条件確認	34
4.2.2 消耗品の準備, その他の確認	35
4.3 単体試験	35
4.3.1 作業工程	35
4.3.2 単体動作試験	36
4.4 ループテスト	42
4.4.1 ループテスト調整	42
4.4.2 検査成績書の作成	48
4.5 総合試運転	51
5. 報告書	56

日本計装工業会標準 AJIIS

計装工事試験・検査及び試運転調整（建築物編）B-61-2016

目的及び適用範囲 本標準は、建築物（事務所ビル、ホテル、住宅・寮、病院、学校、研究所・工場の建築設備、店舗、物流施設及びその附属施設）における試験・検査及び計装設備の試運転調整に関する標準的事項を示す。

1. 一般事項 試験・検査は配線、配管、据付工事完了後の外観、機能、単独試運転調整、総合試運転調整からなり、各試験・検査にて機能、性能が設計図書を満足していることを確認する。

工事完了後に試験・検査できなくなるもの（例：コンクリート、地中埋設配管配線等）については工事施工中にその都度試験・検査を実施する。

2. 施工の試験・検査 工事施工項目のうち一般的な試験・検査項目を以下に示す。

- 1) 中央監視盤、制御盤据付
- 2) 現場機器類の取付け
- 3) 空気源装置据付
- 4) 配線
- 5) 空気配管
- 6) 導圧配管

2.1 中央監視盤、制御盤の据付 中央監視盤、制御盤の主な据付検査は以下を実施する。

- 1) チャンネルベースを所定の位置への据付
- 2) チャンネルベースへの固定（据付ボルト類の取付け忘れ、ゆるみ、コーキング等）
- 3) 水平度、鉛直度
- 4) 保守スペース
- 5) 耐振処置
- 6) 外観（塗装状態、変形、傷、汚れ、盤内機器の破損等の有無）
- 7) 接地
- 8) 据付ボルト等使用材料

2.2 現場機器類の取付け 現場機器類（温度計、制御弁、伝送器等）の主な取付検査は以下を実施する。

- 1) 取付場所（高温、高湿、腐蝕、塵埃が多い等の場所でないこと）
- 2) 温・湿度計の取付場所（吹出口からの気流、隙間風、日射等を直接受けない場所）
- 3) 振動を避けた位置への設置
- 4) 防水、防湿処理の確認
- 5) 外観（塗装状態、変形、傷、汚れ、コーキング等の有無）
- 6) 決められた位置への取付け及び取付状態（機器の取付仕様）
- 7) 保守スペース
- 8) 設備の操作作業等通路への障害
- 9) 接地を必要とする機器類の接地
- 10) 据付ボルト等使用材料

2.3 空気源装置の据付 空気源装置の据付状態の主な検査は以下を実施する。

- 1) 所定位置への据付
- 2) アンカーボルト（取付け忘れ，ゆるみ，材料）
- 3) 外観（塗装状態，変形，よごれ，コーキング等の有無）
- 4) 点検，保守スペース
- 5) 据付場所の換気（空気給排気口）
- 6) 防音対策，防振対策
- 7) 接地

2.4 配線 ケーブルラック，金属ダクト，電線管等図面，施工要領書通りに施工されていることを検査する。

2.4.1 外観，仕様検査 図面，施工要領書に従って，主な目視検査は以下を実施する。

- 1) 図面通りの使用材料，配線方法
- 2) ケーブルラック，金属ダクト，電線管等の支持方法，サポート間隔
- 3) 管端部の電線の保護
- 4) 電線管の曲げ箇所数，曲げ半径
- 5) コンクリート打設前の埋設配管の適切な支持及び固定
- 6) 隠ぺい部のプルボックス等の天井点検口との位置
- 7) ケーブルラック，金属ダクト，電線管等の耐振処置
- 8) 配線，電線管の壁，床等の貫通部の防火区画貫通処置
- 9) ふ設ルートの環境（温度，湿度等）を考慮した施工
- 10) 接地
- 11) 塗装状態，変形，傷，汚れ等の有無

2.4.2 導通試験 回路の誤接続，断線，接触不良のないことを試験する。配線の導通試験の手順は以下の通りである。

a) 試験準備

- 1) 試験器具はテスタ，ブザー等を用意し，トランシーバ等連絡用機器を準備する。
- 2) 試験機器及び関連回路に電圧が印加されていないことを確認する。
- 3) 制御盤端子と現場機器側端子を接続部から取外す。この際，圧着端子の圧着状態を確認する。
- 4) 試験器具を **図 2.1** 配線導通試験の通り接続する。

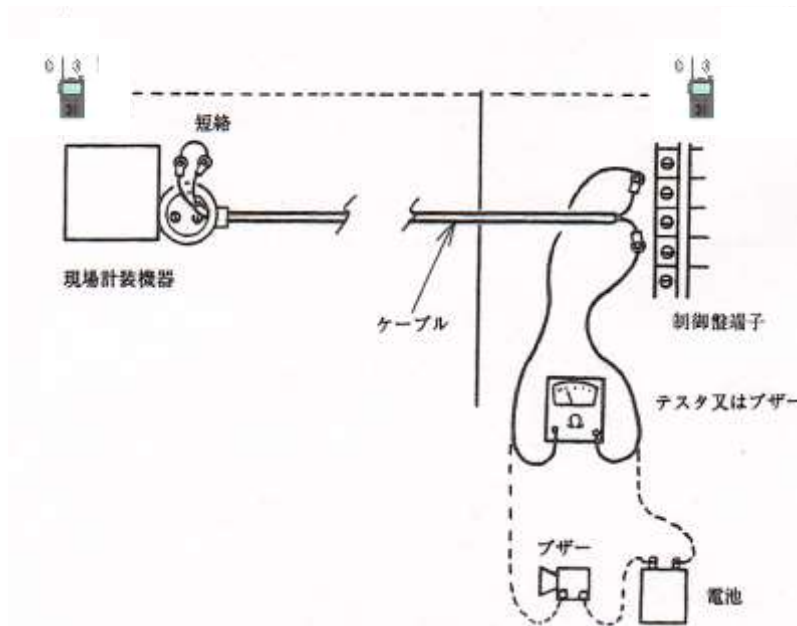


図 2.1 配線導通試験

b) 試験

- 1) 制御盤端子から外した 1 対の被試験回路の心線に測定器（ブザーまたはテスト）を接続し、対応する現場機器側端子の心線を外して短絡及び開放を数回繰返し行い、ブザーの鳴動またはテストの指針の振れにより導通を確認する。
 - ・テストは抵抗測定回路を使用する。
 - ・配線長が長くなると、電圧降下の関係でブザーが鳴らないことがある。また、補償導線については抵抗が大きいため注意する。
- 2) 導通の確認と同時に端子台、機器の端子番号、色別、ケーブル番号、心線マーカ番号等が図面通りであることを確認する。
- 3) 試験完了後、配線を元の端子に接続する。但し、引続いて次の絶縁抵抗試験にかかる場合は、外したままとする。

2.4.3 絶縁抵抗試験 絶縁抵抗試験の手順は以下の通りである。

a) 試験準備

- 1) 試験器具は試験対象によりトレーサビリティのある絶縁抵抗計（メガー）を用意し、連絡用としてトランシーバ等連絡用機器を準備する。
絶縁抵抗試験電圧は表 2.1 絶縁抵抗測定時の推奨測定電圧を参照。
- 2) 絶縁抵抗試験は、天候に左右されるので測定時の天候・温度・湿度を記録する。
- 3) 被試験回路及び関連回路に電圧が印加されていないことを確認する。
- 4) メガーからの過大な電圧が印加されると損傷を受ける機器類は、被試験回路を機器類から取外した状態で試験する。（図 2.2 参照）
- 5) 制御盤端子と現場機器の端子を接続部から取外す。但し、配線途中に中継端子箱がある場合、この端子配線は接続したままとする。
- 6) 完全に接地されたアース線を準備する。
- 7) 試験器具を図 2.2 配線絶縁抵抗試験の通り接続する。

表 2.1 絶縁抵抗測定時の推奨測定電圧

定格測定電圧DC V	一般電気機器	電気設備・電路
25V 50V	電話回線用機器 及び防爆機器の絶縁測定	電話回線電路
100V 125V	制御機器の絶縁測定	100V未満の低圧配電配線及び機器などの 維持・管理の為の絶縁測定
250V	低圧配電線路・機器の絶縁測定	200V以下の低圧配電配線及び機器などの 維持・管理の為の絶縁測定
500V	新設の配電線路の絶縁測定600V 未満の回路・機器の絶縁測定	600V未満の低圧配電配線及び機器などの維持・ 管理の為の絶縁測定 100V／200V／400V配 電路の竣工時の絶縁測定
1000V	600V超える回路・機器・設備 の絶縁測定	常時仕様電圧の高い高圧設備（高圧ケーブル、 高電圧機器、高電圧で使用する通信機器、電 路）の絶縁測定

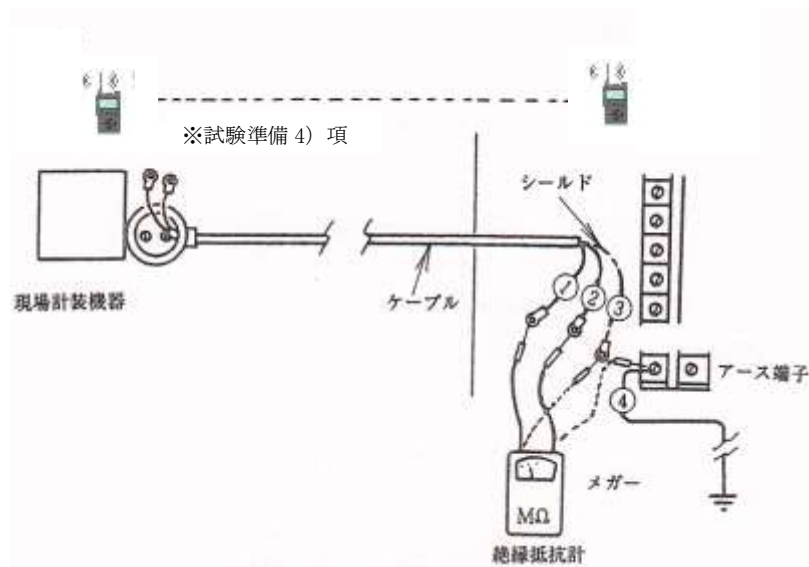


図 2.2 配線絶縁抵抗試験

b) 試験

- 1) メガーで以下の各配線間の絶縁抵抗を測定する。（図 2.2 参照）

この際、大地側は完全に接地されていることを確認する。

端子①と②：導線－導線間

端子①と④，②と④：導線と大地間

端子①と③，②と③：導線とシールド間（シールドケーブルのみ）

端子③と④：シールドと大地間（シールドケーブルのみ）

- 2) 絶縁抵抗値の合格

基準は表 2.2 絶縁抵抗の基準による。但し、別に指定があればそれに従う。

表 2.2 絶縁抵抗の基準

電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値 (MΩ)
300V 以下	対地電圧（接地式電路においては電線と大地との間の電圧，非接地式電路においては電線間の電圧をいう）が， 150V 以下の場合	0.1 以上 (5.0 以上)
	その他の場合	0.2 以上 (5.0 以上)
300V を超えるもの		0.4 以上 (5.0 以上)

注 1. () 内は新設工事で国土交通省公共建築工事標準仕様書電気設備工事編による。

注 2. 機器により指定がある場合はその値に従う。

- 3) 試験完了後，測定導線を端子台に接続する場合は測定導線を一度接地端子に接触させて残留電荷を除いてから接続する。

2.5 空気配管

2.5.1 供給空気配管 供給空気配管が図面，施工要領書通りに施工されていることを検査する。

a) 外観，仕様検査

図面，施工要領書等に従って，目視検査は以下を実施する。

- 1) 材料は，指定された規格，寸法及び材質
- 2) 配管ルート，配管方法，仕切弁の設置等が工事図面通り
- 3) 不要な曲がり，ポケット部分の有無
- 4) 機器部分での配管の接続状態
- 5) 配管支持状態
- 6) 拡張性等でユニオンまたはフランジの設置の適切な使用

b) ブロー試験

1) 空気配管のブロー

ブローは各機器への接続部を必ず切り離し，エアヘッダの元弁ごと，系統ごとに行い，配管中の油，塵埃，切り粉等を除去し，清浄な空気にする。ブローの確認は，吹き出し口にウエス等をあて目視にて確認する。

2) 耐圧試験

ブロー後，耐圧試験を行う。試験圧力は最高使用圧力の 1.0 倍の空気圧をかけて溶接部，接続部や弁本体からの漏洩がないことを確認し，このまま 5 分間放置して圧力指示（試験用圧力計は，トレーサビリティが取れている圧力計を使用）が下がらなければ合格とする。

3) 気密試験

耐圧試験完了後に，気密試験を行う。試験圧力は最高使用圧力の 1.0 倍の空気圧を 10 分間以上保持した後に圧力指示（試験用圧力計は，トレーサビリティが取れている圧力計を使用）並びに供給空気配管の継手等の接続部に発泡液をかけて漏れがなければ合格とする。

4) 耐圧，気密同時試験

耐圧試験と気密試験を同時に行う。試験圧力は最高使用圧力の 1.0 倍の空気圧を 10 分間以上保持した後、圧力指示（試験用圧力計は、トレーサビリティが取れている圧力計を使用）が下がらないことを確認、並びに供給空気配管の継手等の接続部に発泡液をかけて漏れがなければ合格とする。

2.5.2 信号空気配管

a) 外観，仕様検査

図面，施工要領書等に従って，目視検査は以下を実施する。

- 1) 材料は指定された規格，寸法及び材質
- 2) 配管ルート，配管方法，仕切弁の設置等が工事図面通り
- 3) 銅管の傷，破損，潰れの有無
- 4) 被覆銅管の場合，継手部で銅管被覆の切り取りすぎ，剥ぎ取り時の傷が銅管にない
- 5) 機器への接続状態
- 6) 不要な曲がり部分の有無
- 7) 配管支持状態

b) ブロー，導通試験

機器接続口を外し，信号伝送先より計装供給空気よりブロー及び導通確認を行う。

ブローの確認は，吹き出し口にウエス等をあて目視にて確認する。

c) 気密試験

- 1) ブロー試験後，気密試験を行う。試験圧力は 100kPa または最高使用圧力とする。検査器の圧力指示計（試験用圧力計は，トレーサビリティが取れている圧力計を使用）を見ながら計装空気を試験圧力まで昇圧し，100kPa または最高使用圧力に達したら止弁を閉じて圧力を封入し，5 分間放置して検査器の指針が下がらなければ合格である。
- 2) 指針が下がる場合は，接続部に発泡液等をかけて漏れ箇所を調べ補修の上，再度検査する。

2.6 導圧配管 計装工事試験及び試運転調整要領書に従い以下の検査を行う。（本要領は，加圧を対象とし，負圧の場合は記載していない）

2.6.1 外観，仕様検査 本検査は，以下の目視検査を実施する。

- 1) 材料は指定された規格，寸法及び材質のものが指定された場所に正しく使用されている。
- 2) 配管形状は計器導圧配管要領図通り。
- 3) 配管は不必要な曲げ箇所がなくまた，長過ぎない。
- 4) チューブ配管は，チューブがチューブ継手の袋ナットに真っ直ぐ挿入されまた，ゆるみがない。
- 5) 配管勾配は指定された値以上でありポケット部がない。
- 6) 配管及び計器に不要な応力がかかっていない。
- 7) 配管は保温・保冷に埋没していない。
- 8) 差圧配管の高压側と低压側が計器接続口の高低圧刻印に合っている。
- 9) 差圧配管の 2 つのシールポット及びコンデンセートポットのレベルは同一である。
- 10) 配管の溶接は規定された規格で行われている。
- 11) 配管の曲げ加工箇所で潰れているものがない。
- 12) 配管は他機器の熱膨張による伸縮または振動に対して十分な逃げをとっている。
- 13) 配管サポートは振動，伸縮の少ない堅固な物からとってある。
- 14) 溶接部の仕上り，表面処理はきれいに行われている。

2.6.2 耐圧及び気密試験 本試験は、耐圧試験後に気密試験を実施する方法または耐圧試験と気密試験を同時に実施する方法がある。(いずれの方法かは、計装工事試験及び試運転調整要領書に明示される)

- 1) 試験は原則として導圧配管を計器に接続したまま行うものとする。但し、各試験圧力が当該計器の許容圧力を超える場合は仕切板を入れて行う。
なお、計器を取り外して試験を行った場合、計器再取付け後における接続箇所の試験はその計器の使用圧力で行い、漏洩のないことを確認する。
- 2) 耐圧及び気密試験における試験圧力及び保持時間に関して、当該導圧配管が**表 2.3** 及びそれ以外の法、規則等の適用を受ける場合には、その法、規則等に準拠して検査を行う。
- 3) 耐圧及び気密試験は、塗装、保温、保冷を施工する前に実施する。
- 4) 当試験は当該装置の試験時に同時に実施してもよい。

表 2.3 法、規則等の適用

規格 / 基準		条 項	耐 圧 試 験		気 密 試 験	
			圧 力	保持時間	圧 力	保持時間
一般高圧ガス保安規則		第 6 条 11 号, 12 号	常用圧力 の 1.5 倍 ⁽¹⁾	5～20 分	常用圧力以上	10 分以上
消 防 法, 施 行 規 則		第 12 条 6 号	最大常用圧力 の 1.5 倍 ⁽¹⁾	規定なし	規定なし	
電気事業法に規定された“発電用火力設備の技術基準の解釈”	ガスタービン 及び付属設備	第 5 条	最高使用圧力 の 1.5 倍	規定なし	規定なし	
	液化ガス用 燃料設備	第 72 条	圧力、保持時間は条件により異なる場合があるので、詳細は各規格/基準を参照のこと。			

注(1) 高圧ガス設備製造事業所の大員認定試験者にかかるマニュアル 5.3 (5) 1 項では、“常用圧力”を“設計圧力”に置き換えている。

2.6.3 耐圧試験

a) 試験準備

- 1) 試験流体は水または気体とする。 気体を用いて試験する場合は、2.6.5 耐圧・気密同時試験を適用する。以下の条件下における試験においては原則として気体を使用する。
 - ① 試験後の残留水分により腐食性物質を生じる強酸、亜硫酸ガス等のプロセス配管に接続される導圧配管の試験。
 - ② 運転中に流体温度が 0℃以下になるプロセス配管に接続される導圧配管の試験及び試験中に大気温度が 0℃以下になる恐れのある場合。
 - ③ 禁油・禁水ライン
- 2) 試験圧力はプロセス配管の試験圧力に準じるが、規定されない場合、試験流体が液体では設計圧力の 1.5 倍とし、気体では 1.25 倍とする。試験用圧力計は、試験圧力の約 2 倍の目盛範囲をもつ検定品を用意する。また、法規制が有る場合は、トレーサビリティが取れている圧力計を用意する。
- 3) 昇圧用の水圧ポンプ、圧縮空気または窒素ポンプ等を用意する。
- 4) 差圧計の場合は、均圧バルブを開にする (図 2.3 の②)。以下図 2.3 を参照。
- 5) 水圧ポンプを接続する。
- 6) 圧力取出しバルブ①を完全に閉める。
- 7) 差圧計の場合は、水圧ポンプを接続していない側のドレン抜バルブ③を閉める。
- 8) 計器側についている導圧用のバルブ類⑤をすべて開ける。
- 9) 圧力取出し口近くのフランジ接続部は若干ゆるめて開口しておく。(図 2.3 の※印)

b) 試験（水圧）

- 1) 水圧ポンプを昇圧しながら、緩めておいたフランジ接続部から水が溢れ導圧管中に水が完全に充満したことを確認後その箇所のフランジ締付けを行う。
- 2) 試験圧力が規定圧まで上昇した後、水圧ポンプの出口バルブを閉め、テストハンマで溶接部やバルブ本体等をたたき、ふくらみ、伸び、漏洩がないか確認する。
- 3) 規定試験圧力を加えたまま規定時間放置し、圧力計の指示が下がらないかどうか確認する。その際異常があれば水が出てくるため、よく確認できるように配管表面はよく拭いて水気をとっておく。試験流体の漏れ及び配管の異常が認められない場合に合格とする。
- 4) 試験中、異常箇所が発見されたら水を抜き補修した后再試験を行う。
- 5) 試験合格後、水圧ポンプとの接続箇所を元に復旧し、導圧管及び計器内部の水を完全に抜出しておく。
- 6) バルブ④を閉とする。

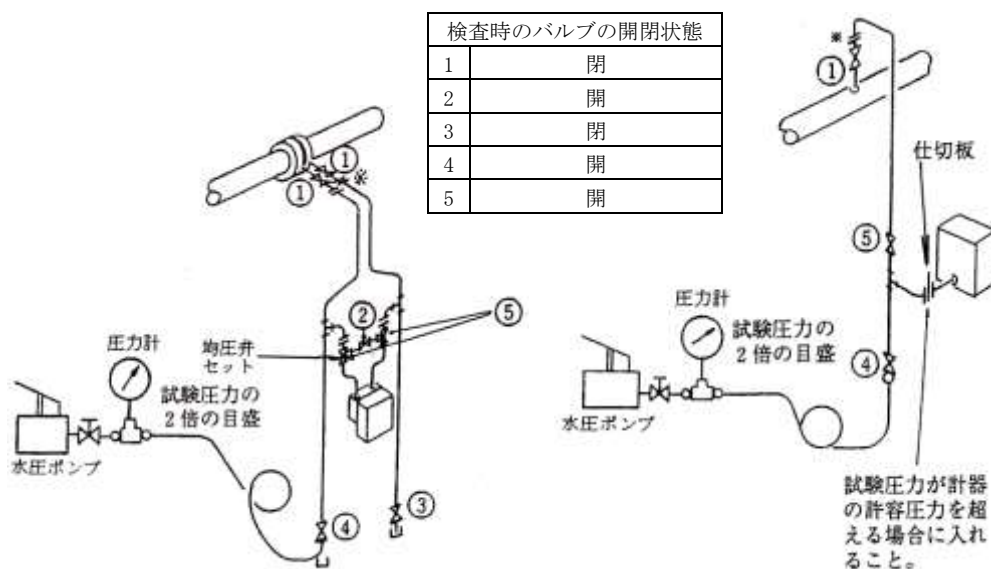


図 2.3 耐圧試験の方法

2.6.4 気密試験

a) 試験準備（気体）

- 1) 試験流体は空気または窒素等の気体とする。
- 2) 試験圧力は設計圧力の 1.1 倍とする。試験用圧力計は、試験圧力の約 2 倍の目盛範囲をもつ検定品を用意する。また、法規制が有る場合は、トレーサビリティが取れている圧力計を用意する。
- 3) 圧縮空気または窒素ポンプ等を用意する。
- 4) 差圧計の場合は、均圧バルブを開にする（図 2.4 の②）。以下図 2.4 を参照。
- 5) 圧縮空気源または窒素ポンプを適当な減圧弁を通して接続する。測定範囲が低压（10～1,000Pa）のときは、計装用空気を用いた方が容易になる。
- 6) 圧力取出しバルブ①を完全に閉める。
- 7) 差圧計の場合は、試験圧を接続していない側のバルブ③を閉める。
- 8) 計器側についている導圧用のバルブ④、⑤をすべて開ける。

b) 試験

- 1) 減圧弁を用いて徐々に昇圧する。
- 2) 規定圧力を保持した状態で○で囲んだ箇所に発泡液をかけ漏れのないことを確認する。ピンホール等の小さな孔は瞬間的には判らないことがあるので発泡液をかけたまましばらく放置して確認する。漏れが認められない場合に合格とする。
- 3) 試験中、漏洩箇所が発見されたら試験圧力を抜き、補修した後再度試験を行う。
- 4) 試験合格後、内部圧力を抜いて圧縮空気またはボンベとの接続箇所を元に復旧し、発泡液をかけた箇所はウエスで拭きとる。
- 5) バルブ④を閉とする。

窒素を用いて試験を行うときは、誤って窒素を吸引して酸欠症にならないよう取扱いには十分注意する。

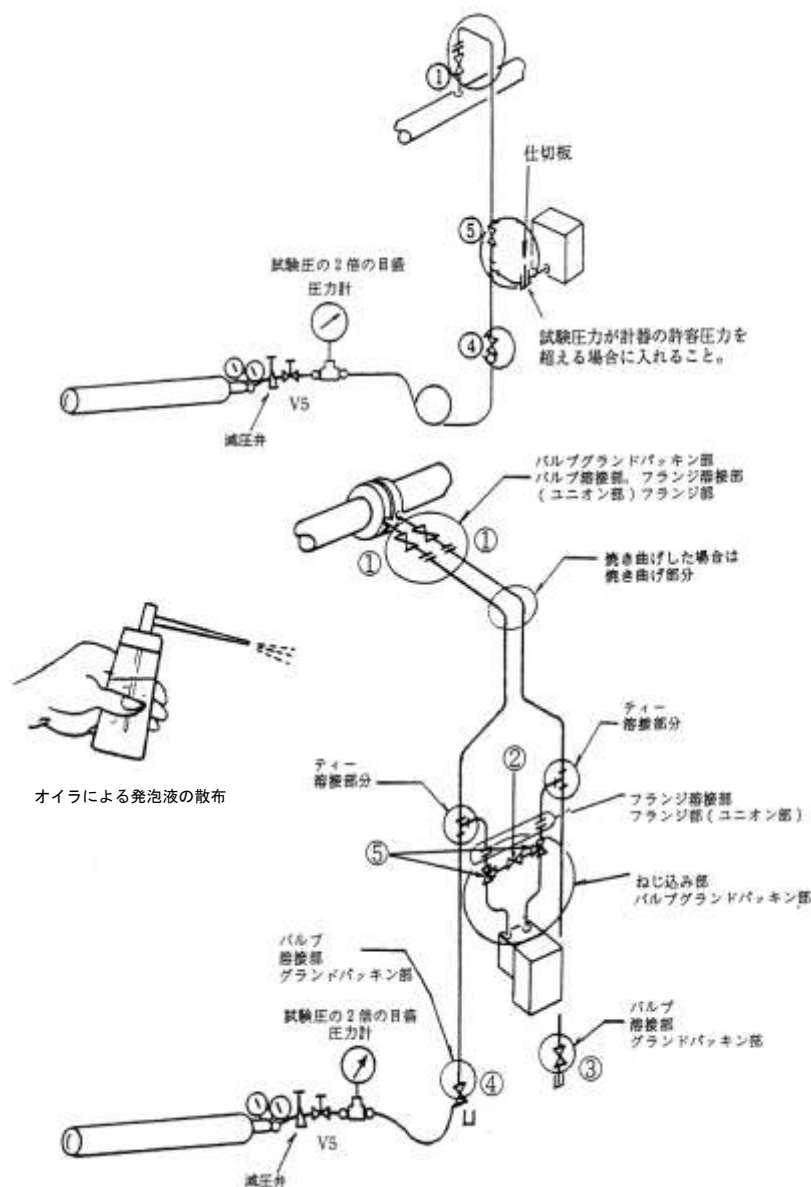


図 2.4 気密試験の方法

- 1) 試験流体は圧縮空気または窒素等の気体とする。
- 2) 試験圧力は設計圧力の 1.25 倍とする。
- 3) 試験準備及び試験は **2.6.3 耐圧試験**、**2.6.4 気密試験**の要領に従うが、試験圧力の上昇にあたっては、まず常用の圧力の 2 分の 1 の圧力まで昇圧し、その後段階的に昇圧しながら徐々に試験圧力まで昇圧する。
- 4) 試験圧力に達した後、元弁 V5 を締め規定時間以上圧力を保持し、その間発泡液により接続部に漏れないことを確認し、漏れ及び異常が認められない場合に合格とする。

表 2.4 導圧配管試験検査成績表 (例)

[illegible]

3. 試運転調整計画 計装が主導で試運転調整を行う「空気調和・衛生設備」、「中央監視設備」及び「総合試運転」について記載する。なお、他の設備、機器に関しても同様に計画を立て実施すること。

3.1 試運転準備作業

1) 試運転調整の目的

完成した設備が、要求される品質機能、性能を満足した状態で運転できることを確認、検証する。

2) 準備作業の要領

試運転調整に必要な書類の整理・準備、関係先との調整から実際の作業（試運転）等の準備作業を効率よく実施することが必要である。

準備作業の多くは施工中にできる項目である。従って、試運転調整を考慮に入れた施工計画書や施工要領書を作成する。

3.2 空気調和・衛生設備の試運転調整

3.2.1 日程計画 試運転工程表は以下を確認の上、作成する。

- 1) 受電、消防検査、竣工引き渡しの日時
- 2) 水張り、送風開始、空調運転開始日
- 3) 作業項目のリストアップ、作業要領書、手順書等の作成日程
- 4) 所要時間、必要人員

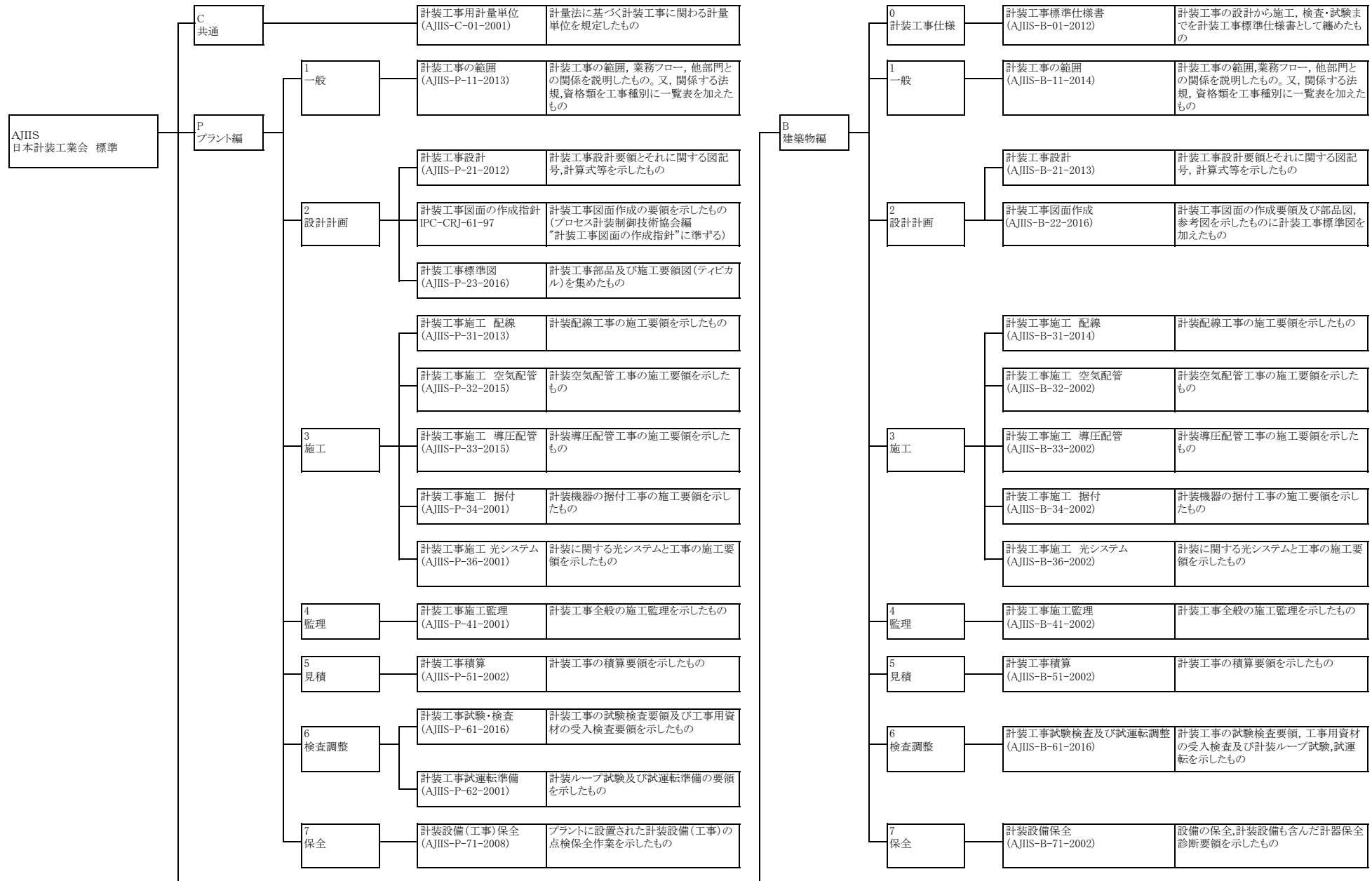
3.2.2 作業項目及び作業 通電前、通電後の単体試験、ループ試験、負荷試験の項目に分け、以下に各々の作業項目及び作業を示す。

a) 通電前の準備

- 1) 各種書類作成、試験用に以下の図面・図書を準備する。
 - ・計装図・平面図・動作説明書（仕様書）
 - ・自動制御機器完成図、検査成績表、機器取扱説明書
 - ・空調衛生設備図（配管図、ダクト図、機器納入仕様書他）
 - ・電気設備図（幹線動力、電灯、コンセント、弱電、防災等）
- 2) 図面・図書より以下を作成する。
 - ・チェックリスト
 - ・各種要領書（通電要領書、単体試験要領書、ループ試験要領書、負荷試験要領書）
 - ・インターロック、警報設定値リスト
- 3) 工具、機材、必要により校正された測定器を準備する。
- 4) 施工の試験・検査結果を確認する。
 - ・機器（センサー、アクチュエータ）取付け・結線状態
 - ・自動制御盤据付、盤内通線結線状態
 - ・配線の導通チェック、絶縁測定、増締め、清掃
 - ・空調機器（熱源機、ポンプ、空調機、送風機他）、器具据付、配線の結線状態
 - ・関連設備の据付、配線の結線状態
 - ・中央監視盤の設置、ケーブルの接続状態、接地
 - ・空気配管の耐圧・気密、接続状態
- 5) 通電順序を確認する。

『これ以降は非公開となっております。ご覧になりたい方はご購入をお願い致します』

日本計装工業会標準体系表



日本計装工業会標準 計装工事試験・検査及び試運転調整 (建築物編)

AJIS-B-61-2016

平成 14 年 6 月 第 1 刷発行

平成 28 年 4 月 改定版発行

編 集 一般社団法人 日本計装工業会 技術委員会

発 行 一般社団法人 日 本 計 装 工 業 会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-8-1 (虎の門電気ビル 5 階)

電話 (03) 3580-8921

FAX (03) 3580-8934

印 刷 東洋オフセット株式会社

(無断転載を禁ず)